

参考資料

参考資料

<目次>

1. 全般的事項

資料 1	「南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会中間報告書」の概要(案)	1
------	--	---

2. 応急対策職員派遣制度の現状と課題

資料 2	「応急対策職員派遣制度」構築までの経緯	5
資料 3	応急対策職員派遣制度について	6
資料 4	これまでの応援職員の派遣実績	9
資料 5	災害マネジメント総括支援員等の登録状況	11
資料 6	「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣について」(令和3年6月21日付け事務連絡)	12

3. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

資料 7	「災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦について(依頼)」(令和3年3月31日付け公務員部長通知)	18
資料 8	緊急消防援助隊の南海トラフ地震発生時の出動イメージ	22
資料 9	相互応援協定の状況	23
資料 10	「関西広域連合による応急対応期の首都圏の被災自治体支援のあり方について」	24
資料 11	受援対象業務(内閣府「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画の作成の手引き」(令和3年6月)から抜粋)	26
資料 12	地方公共団体の業務継続計画における「受援に関する規定」の策定状況(消防庁「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果」(令和3年2月25日))	28
資料 13	災害時の役割分担(内閣府「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」(平成30年4月)より抜粋)	29

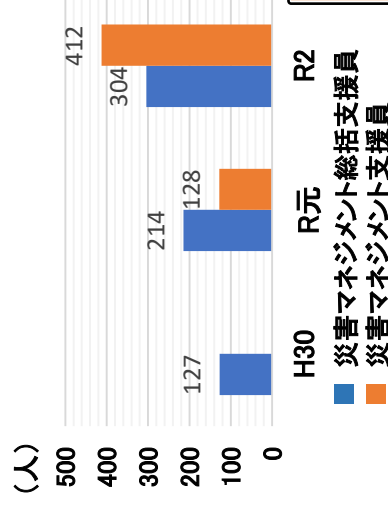
I. 応急対策職員派遣制度（平成30年3月運用開始）の現状と評価・課題

1. 現状

(1) 派遣実績

	災害名（被災団体数）	応援団体数	応援人数（延べ）
H30	平成30年7月豪雨（20市町）	29団体	15,033人
	北海道胆振東部地震（3町）	7団体	2,951人
R元	8月大雨（1町）	2団体	21人
	房総半島台風（20市町）	16団体	3,853人
	東日本台風（28市町）	35団体	9,833人
R2	令和2年7月豪雨（8市町村）	13団体	6,367人

(2) 災害マネジメント総括支援員等の登録数の推移



災害マネジメント総括支援員等は、総括支援チームとして、被害状況・応援ニーズの確認及び災害マネジメント支援を担い、その重要性が高まっている。

災害マネジメント総括支援員等の登録数は増加傾向。

2. 評価・課題

※過去の災害後のアンケート等による。

(1) 主な評価

- ・ 総括支援チームから過去の経験に基づき助言を頂き、活動を円滑に行えた。
- ・ マンパワー不足が予想される中、対口支援があるという安心感は、落ち着いて災害対応に当たる拠り所となった。
- ・ 制度による支援がなければ、罹災証明書を迅速に発行できず、避難所の閉鎖も遅れたであろう、と容易に想像できる。

被災団体からは、応援職員に対する感謝と、制度に対する高い評価を頂いている。

(2) 主な課題

- ・ 制度の仕組みについて、更なる周知が必要。
- ・ 被災団体の受援体制の整備が必要。
- ・ 災害マネジメント総括支援員等の絶対数が十分ではない。
- ・ 応援ノウハウの文章化、蓄積が進んでいない。

引き続き、制度の周知、受援体制の整備及び災害マネジメント総括支援員等の確保に取り組む必要。
また、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底も必要。

Ⅱ. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

1. 検討課題

〔「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」（平成29年6月）の指摘〕
南海トラフ地震や首都直下地震などの極めて規模の大きい災害においては、非常に多くの被災市区町村の発生が想定され、必要となる対口支援団体数も多数に上ることが見込まれる。

このような場合に、現実的にどのような対応が可能かについては、被害想定等を前提としつつ、事前に十分な検証を行っておく必要がある。

- (1) 応援ニーズの把握手法 : 甚大な被害による行政機能の停止や通信手段の断絶等から、被災市区町村から応援要請が来ない場合や、被害状況の把握ができない場合が想定される。
- (2) 被災団体の支援方法 : 被災市区町村が多数に及び、総括支援チームが不足する場合や、対口支援団体の全国的な調整の余裕がないなど、速やかな対応が難しい場合が想定される。
- (3) 膨大な応援ニーズへの対応 :
 - ・ ニーズに対応できる応援職員数を確保できないおそれがある。
 - ・ 民間との連携に際し、役割分担の調整等がうまくいかなかったとの事例がある。

2. 対応の考え方

(1) 災害マネジメント総括支援員等の増員・活用

① プッシュ型での派遣

- ・ 災害時にプッシュ型で派遣し、被災都道府県から派遣される連絡要員と連携して状況を確認。
- ・ 上記の災害マネジメント総括支援員等のプッシュ型派遣は、被災都道府県内→被災ブロック内→全国の順に調整。

② 増員確保

想定される被災市区町村数に鑑み、当面、1,000人規模の災害マネジメント総括支援員の養成・確保を目指す。

<参考> 当面の災害マネジメント総括支援員確保目標の考え方

- ・ 「南海トラフ地震防災対策推進地域」
（1都2府26県707市町村）
うち重点受援県： 10県（285市町村）
- ・ 「首都直下地震緊急対策区域」
（1都9県309市区町村）
うち受援都道府県： 4都県（212市区町村）



重点受援県又は受援都道府県内の市区町村に
1週間交代で1か月（4週）間派遣すると、
概ね1,000人規模必要。

Ⅱ. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

2. 対応の考え方（続き）

(2) アクションプランの策定

- ・ まず、南海トラフ地震及び首都直下地震を対象にアクションプランを策定し、あらかじめ、応援－受援の対応を決めておく。
- ・ 具体の組合せや、既存の災害時相互応援協定等との関係についてはアクションプラン策定時に検討する。

(3) 応援側の体制

- ・ 応援県等が県（市）応援隊を編成し、複数の総括支援チーム及び対口支援チームにより、複数の被災市区町村を支援する。
- ・ 現地活動本部を設置し、自県の応援隊の運用や支援チームの後方支援を行う。

(4) 受援側の体制

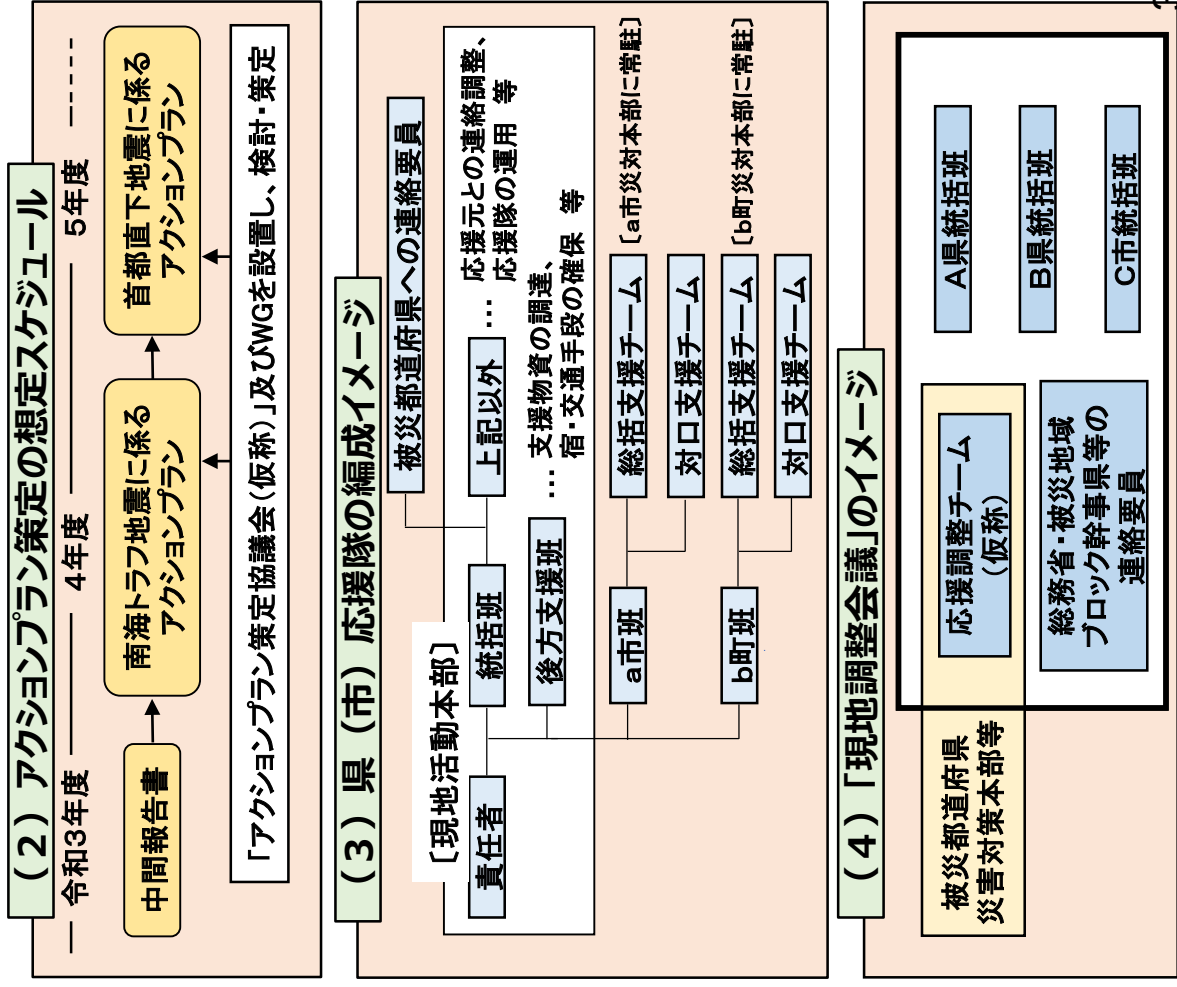
- ・ 被災都道府県に外部からの応援の調整等を行うチームを設け、関係団体及び応援県等の連絡要員等で構成する「現地調整会議」を設置する（会議の実務を応援県等が担うことも想定）。
- ・ 被災市区町村は、応援団体に優先して支援してもらおう業務をあらかじめ定めておく。

(5) 民間との連携

- ・ 避難所の運営等、行政の業務の一部を民間に委託する。
- ・ NPO・ボランティア等と情報を共有できる体制を構築する。
- ・ 災害マネジメント総括支援員等に対し、NPO・ボランティア等に関する研修を実施する。

(6) その他

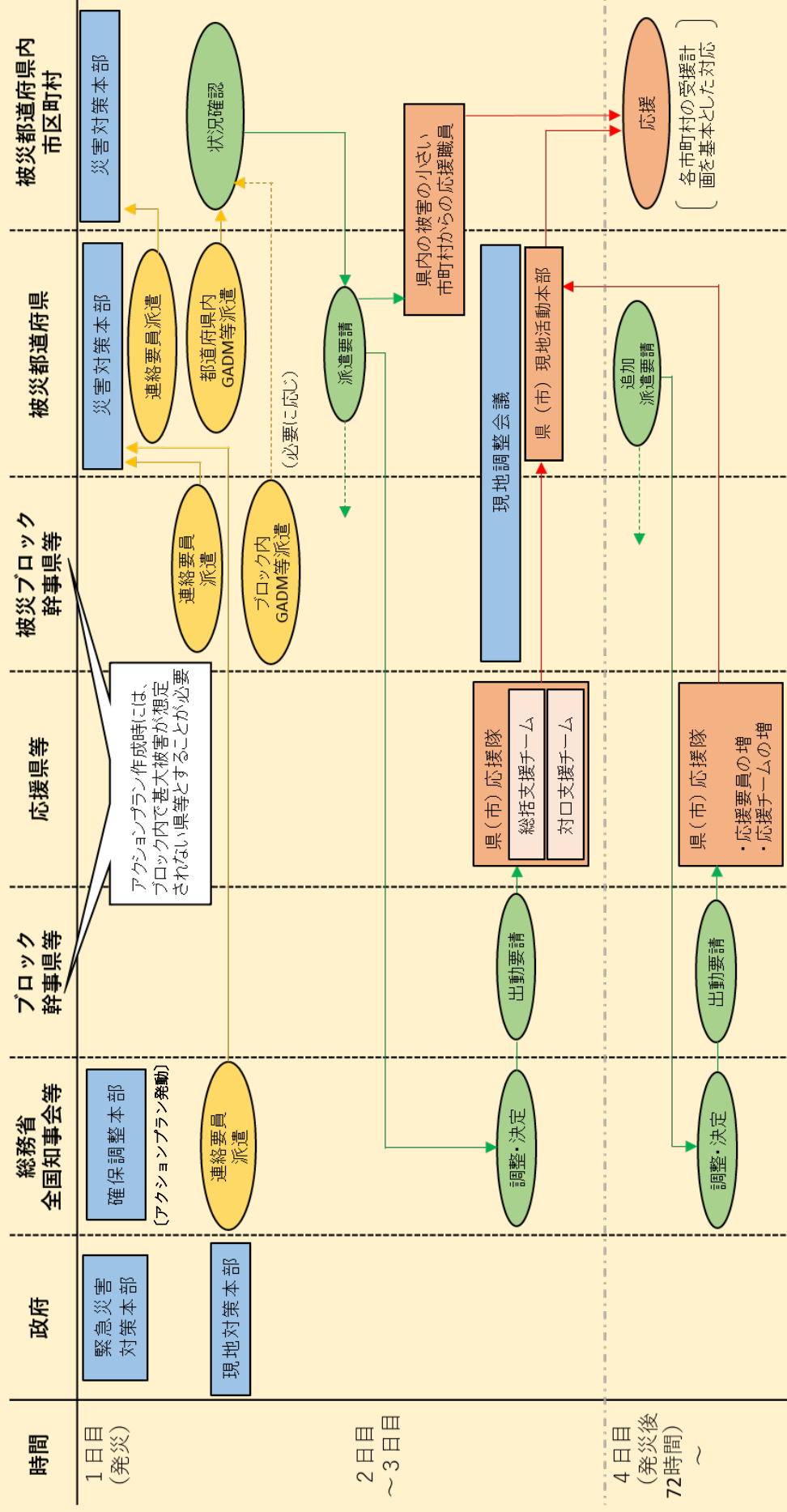
全国から派遣される応援職員に対する、応急対策業務に従事する際の手順や心構え等をまとめた研修教材や対応事例集を作成する。



Ⅱ. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

2. 対応の考え方（続き）

<発災時のフロー（イメージ）>



凡例



※GADM等：災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員

「応急対策職員派遣制度」構築までの経緯

(平成28年)

○12月 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（中央防災会議 防災対策実行会議）報告書公表

⇒「災害の規模や状況に応じて国や都道府県等が連携して派遣調整を行う仕組みづくり」、「災害対応業務を十分に積んでおり、マネジメント力を有する職員を全国から派遣可能とする仕組みづくり」等の必要性が指摘

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための
 応援職員の派遣の在り方に関する研究会（全4回）

(平成29年)

○3月～6月

⇒報告書において、「応急対策職員派遣制度(被災市区町村応援職員確保システム)」及び「災害マネジメント 総括支援員」制度の導入・整備を提言
【構成員】学識経験者、地方三団体、指定都市市長会、東京都、静岡県、兵庫県、仙台市、福岡市、内閣府、消防庁及び総務省

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための
 応援職員の派遣の在り方に関する実務検討会（全7回）

○8月～12月

⇒「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「災害マネジメント総括支援員登録要綱」の要綱(案)のとりまとめ
【構成員】地方三団体、指定都市市長会、東京都、兵庫県、内閣府、消防庁及び総務省

(平成30年)

○1月～2月 熊本県及び京都府における訓練

⇒システムについて、試行的に訓練を実施

【参加者】開催府県、ブロック幹事県、地方三団体、指定都市市長会、消防庁及び総務省

○3月 地方公共団体への通知発出

⇒要綱について地方公共団体へ通知

災害マネジメント総括支援員の推薦依頼、登録名簿の作成

応援職員派遣制度（短期派遣）の目的

- (1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）
- (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

(1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

「総括支援チーム」とは

- ① **役割** **被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援**
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

- ② **構成** **災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム**

- ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
- ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

- 総括支援チームの活動事例
- 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
 - ・被災市区町村の被害状況の把握
 - ・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
 - 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
 - ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
 - ・災害対応についての首長への助言
 - ・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等

総括支援チームの
構成イメージ

災害マネジメント総括支援員
(GADM)
(1名)

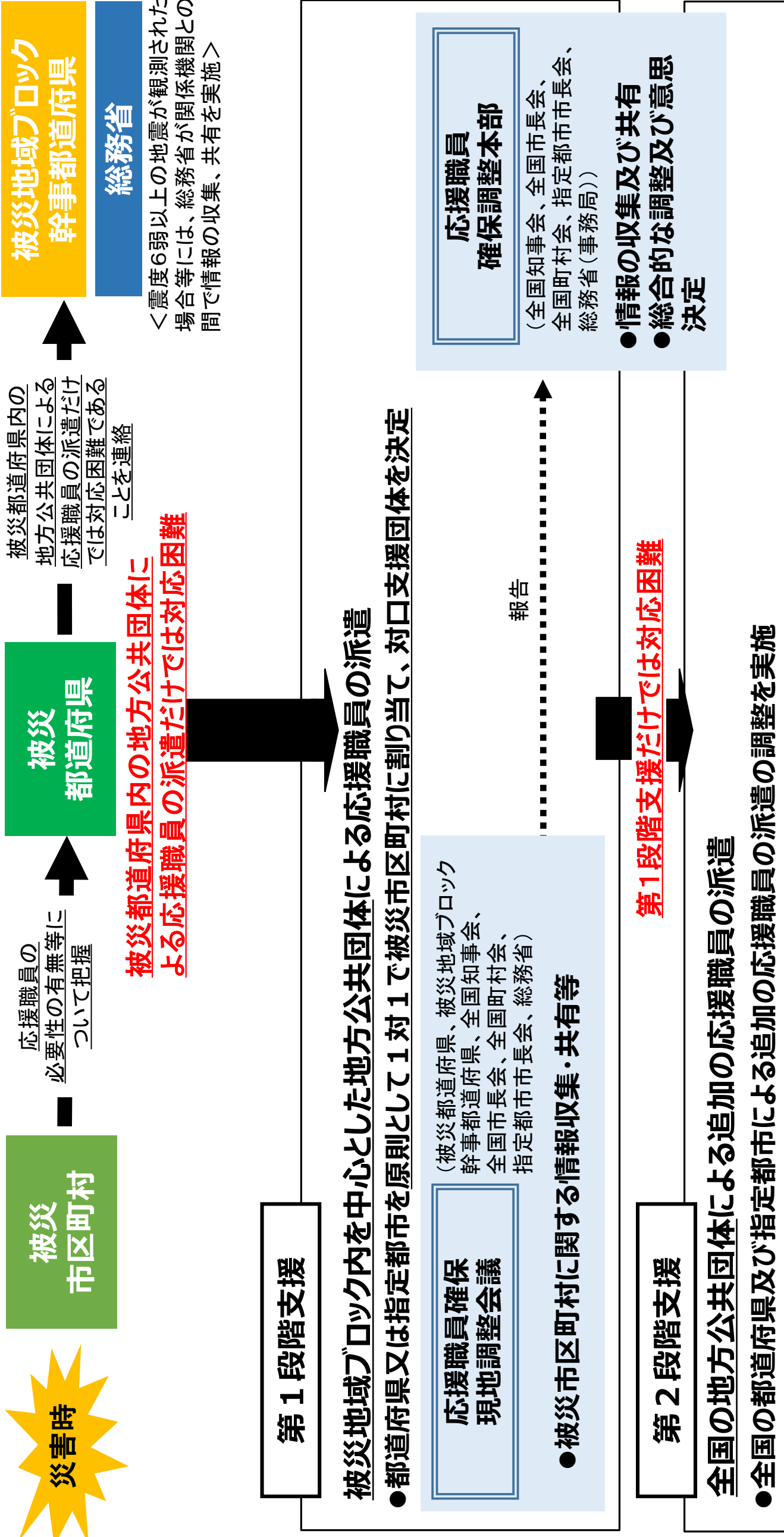
災害マネジメント支援員
など災害対応に知見のある者
(1～2名)

連絡調整要員
(1～2名)

災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

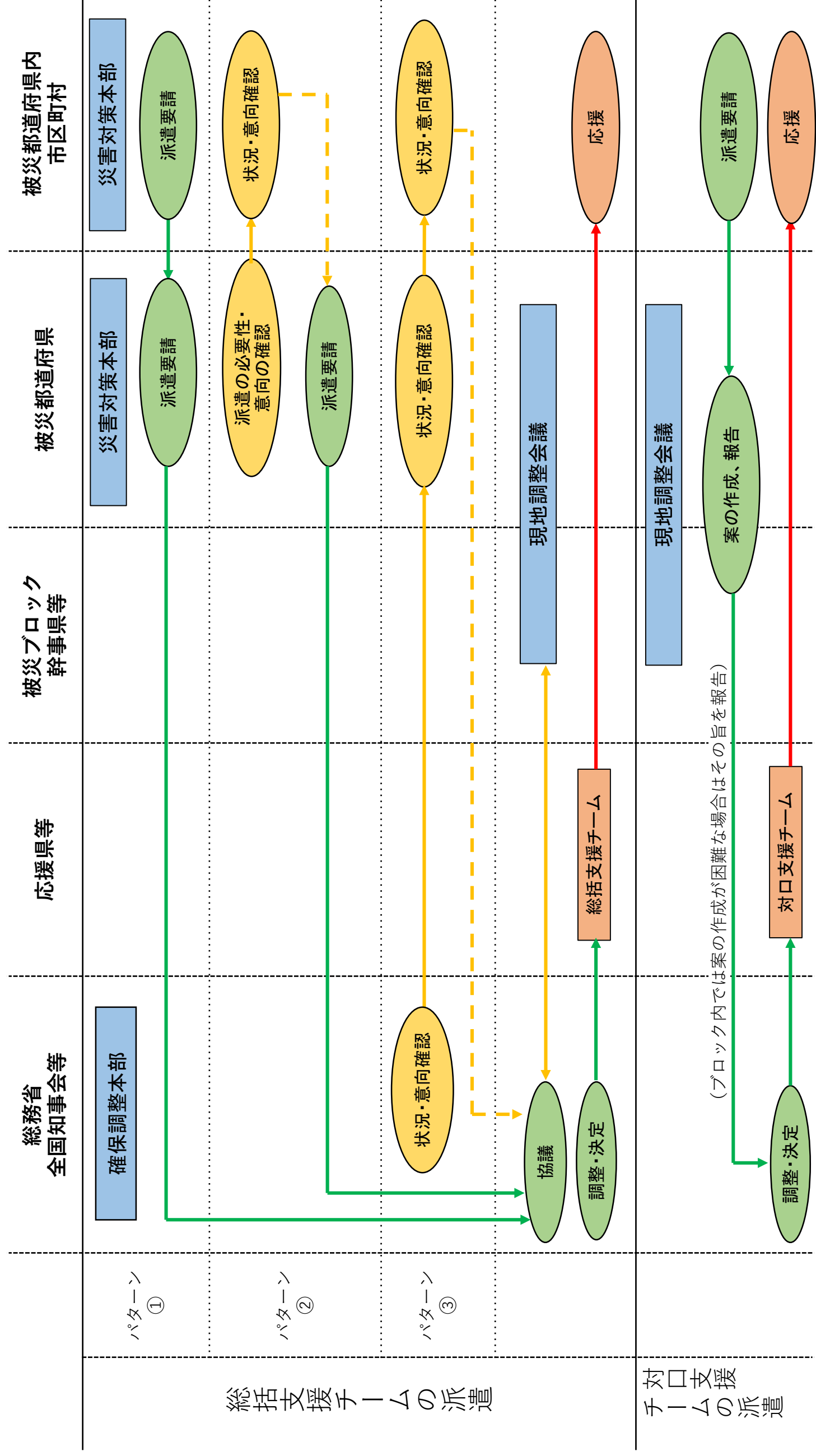
- ① 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録
- ② 災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣することが基本

(2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



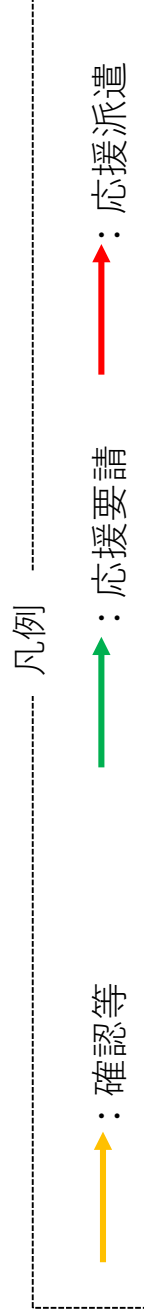
原則として、総括支援チームとセットで決定
都道府県にあつては区域内の市区町村と一体的に支援

発災時のフロー



総括支援チームの派遣

対口支援
チームの派遣



これまでの応援職員の派遣実績

■平成30年度

		災害マネジメント 総括支援員(※)	対口支援チーム
平成30年 7月豪雨	派遣人数	32名	15,033名
	被災自治体数	10市町	20市町
	応援自治体数	13団体	29団体
北海道胆振東部地震	派遣人数	—	2,951名
	被災自治体数	—	3町
	応援自治体数	—	7団体

※:H30年度は災害マネジメント総括支援員を個人単位で派遣していた。

■令和元年度

		総括支援チーム	対口支援チーム	計
8月の前線に 伴う大雨	延べ人数	21名	—	21名
	被災自治体数	1町	—	1町
	応援自治体数	2団体	—	2団体
房総半島台風	延べ人数	308名	3,545名	3,853名
	被災自治体数	9市町	9市町	11市町
	応援自治体数	9団体	16団体	16団体
東日本台風	延べ人数	573名	9,260名	9,833名
	被災自治体数	10市町	27市町	28市町
	応援自治体数	10団体	34団体	35団体

■令和2年度

		総括支援チーム	対口支援チーム	計
令和2年 7月豪雨	延べ人数	464名	5,903名	6,367名
	被災自治体数	8市町村	8市町村	8市町村
	応援自治体数	10団体	11団体	13団体

令和2年7月豪雨における被災市町村への応援職員への派遣

総括支援チーム・対口支援チームの派遣実績

熊本県内の被災8市町村に対し、応援職員の派遣を決定

・ 総括支援チーム 被災8市町村へ10県市から派遣、
 ・ 対口支援チーム 被災8市町村へ11県市から派遣

被災市町村	派遣元団体	総括支援チーム		対口支援チーム		
		派遣時期	活動人数 (延べ人数)	派遣時期	主な業務内容	活動人数 (延べ人数)
八代市	神戸市	—	—	7月10日～8月14日	避難所運営支援	304名
	岡山市	—	—	7月10日～8月14日	避難所運営支援	315名
人吉市	福岡市	7月4日～7月11日	19名	7月11日～7月19日	罹災証明書交付業務支援	54名
	広島市	—	—	7月9日～7月25日	災害廃棄物処理業務支援	107名
	熊本市	7月4日～9月1日	178名	7月12日～9月1日	罹災証明書交付業務支援 避難所運営支援等	2,684名
水俣市	福岡県	7月5日～7月8日	12名	—	—	—
	北九州市	7月8日～7月10日	9名	7月13日～7月17日	罹災証明書交付業務支援	33名
芦北町	佐賀県	7月4日～7月9日	28名	—	—	—
	宮崎県	7月9日～7月16日	21名	7月12日～9月2日	罹災証明書交付業務支援	360名
津奈木町	山口県	7月5日～7月11日	14名	7月13日～7月28日	罹災証明書交付業務支援	64名
相良村	大分県	7月5日～7月29日	40名	7月8日～8月9日	罹災証明書交付業務支援 避難所運営支援等	255名
山江村	岡山県	7月9日～7月17日	19名	7月10日～7月23日	罹災証明書交付業務支援 避難所運営支援	66名
球磨村	長崎県	7月5日～9月3日	124名	7月9日～9月3日	罹災証明書交付業務支援 避難所運営支援等	1,661名
合計	13県市		464名			5,903名

災害マネジメント総括支援員等の登録状況

○ 平成30年度登録者(平成30年度末時点)

	1名	2名	3名以上	合計
総括支援員	41	16	10 団体	127名

○ 令和元年度登録者(令和元年度末時点)

	1名	2名	3名以上	合計
総括支援員	10	26	31 団体	214名
支援員	7	7	25 団体	128名

○ 令和2年度登録者(令和2年度末時点)

	1名	2名	3名以上	合計
総括支援員	3	19	45 団体	304名
支援員	4	8	44 団体	412名

※管内市区町村(指定都市除く)は都道府県の数として計上。

事務連絡
令和3年6月21日

各都道府県総務部
（人事・防災・市区町村担当課）
各指定都市総務局
（人事・防災担当課）

御中

総務省自治行政局公務員部
公務員課応援派遣室

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した応急対策職員派遣制度による
応援職員の派遣について

平素より、応急対策職員派遣制度（旧名称：被災市区町村応援職員確保システム）の運用について御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

これから本格的な出水期を迎えますが、災害が発生した場合、災害応急業務により被災市区町村の業務は急激に増加し、災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市区町村の職員だけで対応していくことは困難な状況になります。そのため、被災市区町村においては、必要に応じて、躊躇なく、総括支援チームや応援職員の派遣要請を行っていただくことが適当です。

現在、政府においても新型コロナワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス対策を鋭意推進しておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況を踏まえると、災害時の応援職員の派遣については、感染症対策に万全を期すことが重要です。また、災害時に避難所として開設予定の施設が、各地方公共団体で進められている新型コロナウイルスのワクチン接種会場であることも想定され、十分な数の避難所を開設するため、災害の状況に応じた対策を事前に検討しておく必要があります。

災害時の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、昨年通知した「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症にかかる留意事項について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）に記載された事項が原則的な対応となりますので、再度送付させていただくとともに、関係各府省庁から発出された災害対応関係業務における新型コロナウイルス感染症対策についての関連通知等を別紙のとおりまとめましたので業務の参考としてください。

これらを踏まえ、引き続き平時からの準備を行っていただきますとともに、都道府県にあっては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を改めて周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先

公務員部公務員課応援派遣室

担当：早川、吉村、永田

電話：03-5253-5230（直通）

関連する通知等

【災害対応全般】

- ① 「大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について」
(令和2年6月2日付け府政防第1230号・消防災第100号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災主管部(局)長宛て通知)
<http://www.bousai.go.jp/pdf/0602corona.pdf>
- ② 「令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組みの実施について(周知)」
(令和2年8月31日付け府政防第1466号、内閣府政策統括官(防災担当)発、各都道府県知事宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/pdf/0831_oame.pdf

【避難及び避難所関係】

- ③ 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」
(令和3年5月内閣府(防災担当))
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/coronajirei.pdf>
- ④ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)について」
(令和3年5月13日付け府政防第626号・消防災第58号・健感発0513第1号・観産第15号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県、保健所設置市、特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長・観光担当部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf
- ⑤ 「避難所の運営と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る対応について」
(令和3年6月10日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課・厚生労働省健康局健康課予防接種室発、各都道府県防災主管部(局)、各都道府県・市町村・特別区衛生主管部(局)宛て事務連絡)
http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_vaccine.pdf
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)について」
(令和3年6月16日付け府政防第733号・消防災第83号・健感発0616第1号・環自総発第2106141号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・環境省自然環境局総務課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区、防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長・動物愛護管理担当部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/corona_hinanjo03.pdf
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練事例集について
(令和3年6月16日付け府政防第734号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/corona_jirei.pdf

総行派第20号
令和2年5月22日

各都道府県総務部長
（人事・防災・市区町村担当課扱い）
各指定都市総務局長
（人事・防災担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課応援派遣室長
（公印省略）

被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における
新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システムにつきましては、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」に基づく運用に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での応援職員の派遣については、感染症の拡大防止に万全を期すことが重要であることから、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）それぞれにおける留意事項を下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意いただき、平時からの準備や災害時の対応を行っていただきますとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知いただきますよう併せてお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 受援側地方公共団体

- (1) 職員が活動する場所において、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推

進するとともに、手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

※災害対策本部の対応については、別紙の①を踏まえること。

※避難所の対応については、別紙の②～⑤を踏まえること。

- (2) 感染症対策に必要な物資・資材については、平時の事前準備も含め、その確保に努めること。
- (3) 応援業務の選定に当たっては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性のほか、地元事業者等への業務委託等についても検討するなど、業務の効率化・省力化を図ることを通じ、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意すること。
- (4) 応援要請にあたっては、受援側地方公共団体における感染者発生状況等の情報を確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。また、受援開始後の日々の情報についても、災害対応に従事する職員に係る状況を含め、同様に確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた旨の連絡を受けたときには、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体への連絡が円滑に行えるよう、必要な対応の調整を行うこと。

2 応援側地方公共団体

- (1) 派遣前の検温、被災地で活動中の定期的な検温を実施する等、派遣職員の健康管理を徹底すること。派遣前に発熱やせき等の症状が見られた職員の派遣は控えること。また、派遣から帰任した後も、当面の間定期的な検温を継続する等健康管理に気を配ること。
- (2) 派遣職員においては、活動現場、宿泊先及び移動時等、常時、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。
- (3) 会議等を行う際は、出席者を必要最低限とし、出席者間の間隔を広く保ち、必要以上の交錯がないように導線に留意し、十分な換気を行うことにより、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推進すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた場合には、当該職員を個室や開放スペース等に隔離するとともに、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に連絡し、対応の指示を仰ぐこと。また、

当該職員の濃厚接触者についても同様に受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に対応の指示を仰ぐとともに、派遣職員の交代を検討する等、健康管理を徹底すること。

※濃厚接触者の定義については、別紙の⑥を参照すること。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する政府等における対策等については、以下をご参照ください。

- ・新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項（日本感染症学会HP）

http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov_ippan_200203.pdf

連絡先

公務員部公務員課応援派遣室

電話 03-5253-5230（直通）

関連する通知等

【災害対策本部関係】

- ① 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」
(令和2年4月27日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf

【避難所関係】

- ② 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200401_bousai_62.pdf
- ③ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
(令和2年4月7日付け内閣府・消防庁・厚生労働省事務連絡)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200407_bousai_jimu1.pdf
- ④ 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」
(令和2年4月28日付け内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁事務連絡)
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200428jimurenraku.pdf>
- ⑤ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
(令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200521_bousai_87.pdf

【濃厚接触者の定義】

- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
(国立感染症研究所感染症疫学センター)
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

総行派第21号
令和3年3月31日

各都道府県知事 殿
（人事・防災・市区町村担当課扱い）
各指定都市市長 殿
（人事・防災担当課扱い）

総務省自治行政局公務員部長
（ 公 印 省 略 ）

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦について（依頼）

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員（以下「総括支援員等」という。）については、「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱（以下「登録要綱」という。）」第4条により地方公共団体の推薦を受けて、登録要綱第5条の登録要件を満たす者を総務省において名簿に登録することとしています。

つきましては、登録要綱第4条第1項の規定に基づき、総括支援員等の推薦を依頼しますので、別紙をご参照のうえ、下記により御推薦いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知いただくとともに、市区町村（指定都市を除く。）からの推薦がある場合には、とりまとめの上御報告いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1 推薦方法

別記様式1-1及び1-2「災害マネジメント総括支援員等推薦書」を電子メールにより提出

2 推薦期間

令和3年5月17日（月）

（上記期限をもって推薦を受け付けますが、登録要綱第4条第2項に規定しており、期限後においても随時の推薦を受け付けます。）

3 留意事項

- (1) 令和3年4月1日時点での推薦をお願いいたします。
- (2) 推薦基準については、以下の通りです。適任者の推薦について積極的に御検討いただきますようお願いいたします。
 - ①災害マネジメント総括支援員（次のいずれにも該当する者）
 - ・災害対応に関する知見を有する者
 - ・地方公共団体における管理職の経験を有する者若しくは所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者
 - ・地方公共団体において5年以上の勤務経験を有する者
 - ②災害マネジメント支援員（次のいずれかに該当する者）
 - ・避難所運営業務に関する知見を有する者
 - ・罹災証明書の交付業務に関する知見を有する者
 - ・その他災害対応業務に関する知見を有する者
- (3) 別記様式1-2の「派遣担当部署連絡先」については、総務省が災害マネジメント総括支援員等の派遣の協力を依頼する際の窓口となる部署の連絡先を勤務時間外や休日に派遣の協力を依頼する可能性があることを踏まえて記載してください。
- (4) 推薦者を対象とした登録研修については、令和3年度はWeb上で通年実施する予定です。
 - ・詳細につきましては別途ご連絡いたします。
 - ・登録手続については、当該研修を受講いただいた後に行う予定です。
- (5) 災害マネジメント総括支援員の登録情報の取扱いについては、「災害マネジメント総括支援員の登録情報の取扱いについて（平成30年5月29日付事務連絡）」において通知したとおりです。また、災害マネジメント支援員の登録情報の取扱いについても災害マネジメント総括支援員と同様といたします。

連絡先（提出先）

公務員課応援派遣室

電 話 03-5253-5230（直通）

MA I L ouenhaken@soumu.go.jp

積極的な推薦のために留意していただきたい事項

1. 災害マネジメント総括支援員の積極的な養成、登録

(1) 応援派遣室において必要と考えている登録者数

昨今の災害に係る応援派遣の状況に鑑み、被災地に1週間交代で3週間派遣することを想定すると、各都道府県及び指定都市において、災害マネジメント総括支援員については3名以上、災害マネジメント支援員については6名以上の確保が必要であると考えられること。

また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害への対応を考慮すると、各都道府県及び各指定都市において、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員について更なる確保が必要であると考えられること。

※各都道府県には市区町村を含む。

(2) 自団体の災害対応力の強化

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の知見は、自団体で災害が発生した場合における被害状況の把握や、他団体からの応援職員の要否の判断、関係機関との調整等において有用であり、災害対応力の強化につながること。

(3) 養成、登録推進の要請

上記を踏まえ、積極的に職員を推薦いただくとともに、研修を受けてもらうことで災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録者数確保に努めていただきたいこと。

また、防災担当部署等に所属する職員を充て職的に登録し、当該部署等から異動することを理由に登録を抹消する団体も見受けられるところであるが、異動後も引き続き登録を維持していただくとともに、防災担当部署等以外の他の部署の職員においても、積極的に推薦いただくことで、登録者数の確保を図ることも重要であると考えられること。

2. 令和3年度における制度運用の変更点

(1) 災害マネジメント総括支援員の要件緩和

災害マネジメント総括支援員の要件については、「所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者」を加えたところであり、ここにいう「所属の管理運営に携わる職員」については、課長補佐等の特定の職名にかかわらず、所属の管理運営に携わっている職にある者が対象となるものであること。

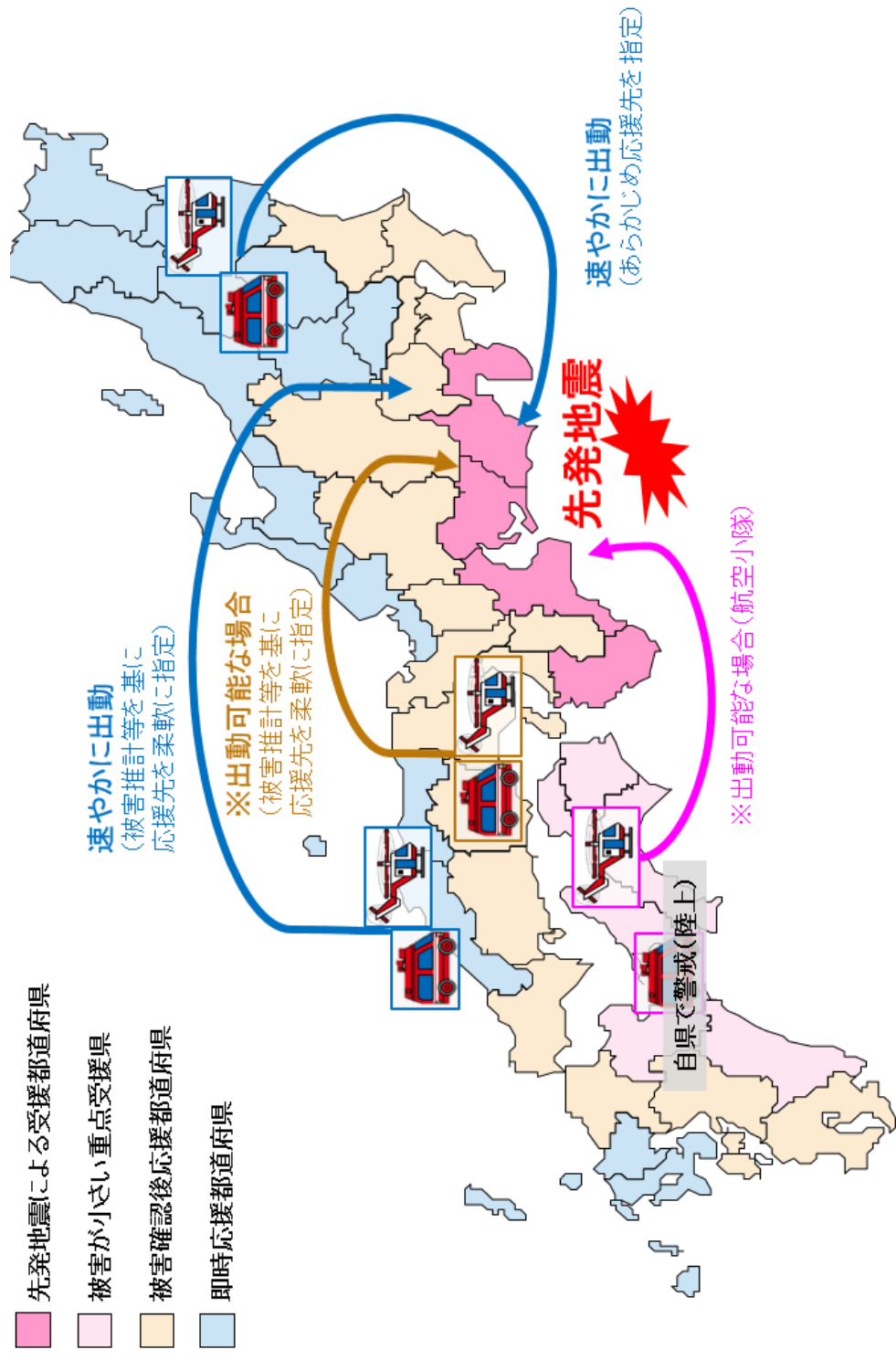
(2) 研修の通年化、WEB化

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の登録者数の増加に資するため、研修をWEB開催とし、通年化を予定していること。

南海トラフ地震発生時の出動イメージ

(第1回検討会 消防庁説明資料「南海トラフ地震等における緊急消防援助隊アクションプランについて」8ページ)

- 重点受援県の陸上隊は、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、地元で警戒業務を行い、応援は行わない。
- 重点受援県の航空小隊は、転用容易のため、出動が可能な場合、応援を行うことができるものとする。



【想定震源域の東側でM8クラスの地震が発生した場合の応援出動イメージ】

相互応援協定の状況

・【例】静岡県（14協定）

締結先の 都道府県又は 指定都市	協定等名称	締結年月日
福井県	中部9県1市災害時等の応援に関する協定	平成7年11月14日締結 平成19年7月26日改定
滋賀県	中部9県1市災害時等の応援に関する協定	平成7年11月14日締結 平成19年7月26日改定
東京都	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
茨城県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
栃木県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
群馬県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
埼玉県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
千葉県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
神奈川県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
山梨県	震災時等の相互応援に関する協定	平成25年7月31日
新潟県	中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定	平成27年8月27日
山梨県	中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定	平成27年8月27日
鹿児島県	鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	平成23年11月14日
熊本県	熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	平成23年7月25日

・【例】徳島県（3協定）

締結先の 都道府県又は指 定都市	協定等名称	締結年月日
九州地方知事会 構成県	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成23年10月31日
福井県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山 県、関西広域連 合	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日
関西広域連合	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成29年6月6日

1 初動

(3) 災害対策支援本部の設置

- ・ 九都府市の被害が甚大で、関西広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、「関西広域連合災害対策支援本部」を設置。
- ・ 被災都府市が複数の場合、原則として、被災都府市を応援府県市が分担する「カウンタートパートナー方式」による応援方式をとる。

(4) カウンタートパートナーの決定

ア 決定方法(関西で決定し、結果を九都府市に通知)

- ・ 発災直後の時期における九都府市側の調整負担を軽減するために、関西広域連合は九都府市側と事前調整を行わずに関西広域連合内でカウンタートパートナーの組み合わせを決定し、その結果を九都府市応援調整本部に通知する。

イ カウンタートパートナー組み合わせの例

- ・ 被災自治体への広域応援に関しては、現時点では全国レベルでの取り決めがなく、発災後には被災状況に応じて複数の枠組による調整が行われることが想定されるため、事前に関西広域連合の適切なカウンタートパートナーを決めておくことは難しい。
- ・ しかし仮に、都心南部直下地震の被災規模や、人口及び職員数(一般行政部門)をもとにカウンタートパートナーを検討すると、以下の図表38のような例が想定される。

図表 38 都心南部直下地震の場合のカウンタートパートナー設定例

自治体名	九都府市		被災規模	
	人口 (千人)	職員 数(人)	死者 (人)	死者 (人)
東京都	13,514	18,304	13,000	
神奈川県	9,127	7,132	5,400	
横浜市	3,726	14,181		
川崎市	1,475	7,030		
相模原市	721	3,232		
埼玉県	7,261	6,752	3,800	
さいたま市	1,264	5,019		
千葉県	6,224	6,677	1,400	
千葉市	973	4,031		

自治体名	関西広域連合構成団体	
	人口 (千人)	職員 数(人)
大阪府	8,839	7,481
奈良県	1,365	3,069
滋賀県	1,413	2,977
大阪府	2,692	15,097
兵庫県	5,537	6,220
徳島県	756	3,128
鳥取県	574	2,964
神戸市	1,538	7,877
京都府	2,610	4,148
京都市	1,475	7,424
和歌山県	964	3,575
堺市	840	3,310

3 応援要員

(1) 人的支援の基本

- ・ カウンタートパートナーとなった各関西広域連合構成団体が、担当する各被災都府市に要員を派遣する。
- ・ カウンタートパートナー団体のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、関西広域連合を通じ、他の関西広域連合構成団体等と連絡・調整を行い、要員の確保を行う。

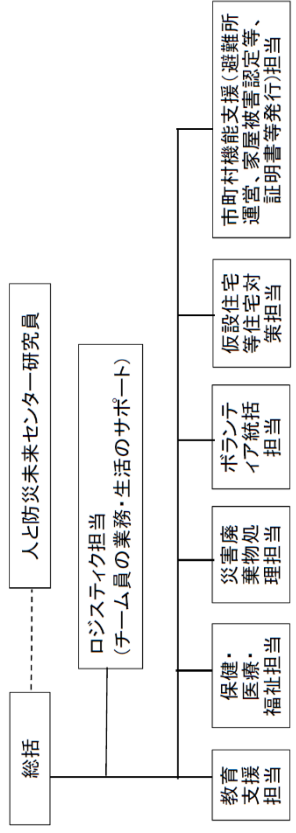
(2) 想定される分野

ア 関西広域連合構成団体による応援派遣の調整が想定される分野

- ・ 応援派遣の調整が想定される分野では、以下の例が考えられる。
 - 応急仮設住宅対策
 - 住家(家屋)被害認定
 - 建築技術、都市計画従事職員
 - 環境技術職員(廃棄物処理等)
 - 避難所運営支援
 - ボランティア支援
 - 教職員
 - 土木技術職員
 - 市町村業務全般の支援

(3) 支援チーム

- ・ 人的支援にあたっては、平成28年熊本地震の際に行われた支援チームの構成を元に、図表40のようなチームの編成が、有効であると考えられる。被災地に対しては、関西広域連合による支援のワンストップサービスの具現化であり、関西広域連合にとっては、統括を中心とした関係者間の情報共有が可能となるとともに、先を見越した要員の調整が可能となる。



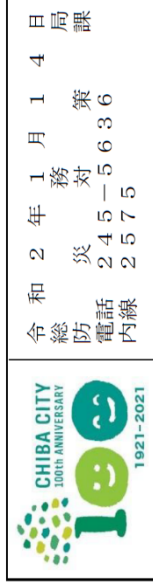
図表 40 支援チームの構成例(99)

※ 「首都直下地震における応急対応期の被災自治体支援のあり方検討報告書(関西広域連合 平成29年11月)」から抜粋
下線は総務省応援派遣室において付している。

【参考】第10回九都県市合同防災訓練・図上訓練



記者発表資料



「第10回九都県市合同防災訓練・図上訓練」を実施します！

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、九都県市相互の連携及び九都県市域外の組織との連携等を目的とした図上訓練を実施します。

本訓練は、各都県市が共通想定に基づき、それぞれの災害対応を行うとともに、九都県市相互及び域外の組織との連携を図ります。

1 実施日時

令和2年1月21日（火）10:00～15:00

2 実施場所

- (1) 埼玉県 埼玉県危機管理防災センター
(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1)
- (2) さいたま市 さいたま市消防庁舎3階
(埼玉県さいたま市浦和区常盤6-1-28)
- (3) 千葉県 千葉県庁中庁舎6階防災危機管理センター
(千葉県千葉市中央区市場町1-1)
- (4) 千葉市 千葉市役所本庁舎3階
(千葉県千葉市中央区千葉港1-1)
- (5) 東京都 東京都庁第一本庁舎9階
(東京都新宿区西新宿2-8-1)
- (6) 神奈川県 神奈川県庁第二分庁舎7階
(神奈川県横浜市中区日本大通1)
- (7) 横浜市 横浜市庁舎5階危機管理センター
(神奈川県横浜市中区港町1-1)
- (8) 川崎市 川崎市役所第三庁舎7階
(神奈川県川崎市川崎区東田町5-4)
- (9) 相模原市 相模原市消防指令センター3階
(神奈川県相模原市中央区中央2-2-15)

3 参加機関

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）、関西広域連合、各都県市の訓練に参加する各機関及び事業者

4 訓練の想定及び方式

都心南部を震源とするマグニチュード7.3の首都直下地震が発生したとの想定により、発災18時間後から23時間後までの状況をロールプレイング方式で実施します。

5 主要訓練項目

- (1) 九都県市相互の連携
応援調整本部の設置・運営に伴う九都県市間の情報収集等、整理・共有
 - (2) 九都県市域外の組織との連携
関西広域連合からの受援・情報共有
 - (3) 各災害対策本部等における情報収集・分析及び判断・処置等の対応能力の養成・向上
- ア 被災市区町村応援職員確保システムの運用（実施する都県市のみ）
イ 改正災害救助法に関わる事項（神奈川県下のみ）
ウ 都県市オリジナルの訓練項目

千葉市「記者発表資料」（令和2年1月14日）

受援対象業務

内閣府「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(令和3年6月 抜粋)
 (http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf) 39～40ページ

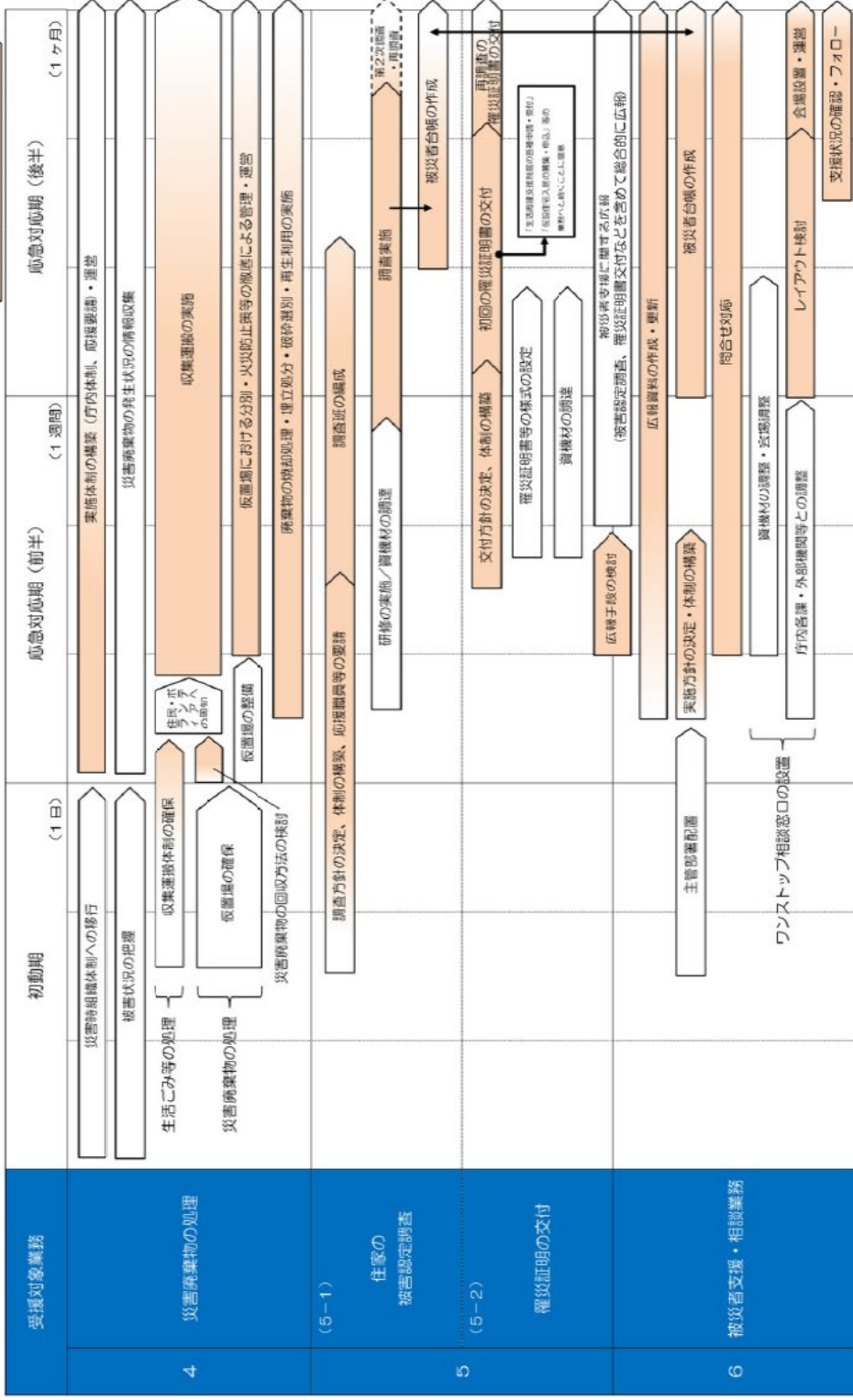
受援対象業務 全体タイムライン

受援対象業務	初動期 (1日)			応急対応期 (前半) (1週間)		応急対応期 (後半) (1ヶ月)	
	職員の名簿確認	庁内の機能維持・回復					
1 災害マネジメント			被害情報の収集・とりまとめと会議や報告への報告				
			救助活動団体及び自衛隊との要請と調整				
			応援職員等の要請と受入調整				
			災害情報・生活支援情報の発信/情報機関への対応				
2 避難所運営		各避難所運営 行内体制整理					支援団体協働(備後改善)、民間委託(警備等)
			避難所状況把握(箇所・人数、保護福祉ニーズ、名簿、生活課題等)/在宅被災者状況把握				
			備置物資や支援物資の配布				
			避難所運営				住民自主運営促進
			在宅被災者支援/生活支援等の情報発信				
			退所目的の把握、避難所解消日の検討・周知				
3 支援物資に係る業務	物資チーム配属	物資拠点の選定・体制構築					物資拠点の運営
		物資拠点候補地の被災状況確認					
		備置物資の状況確認	備置物資の仕分け・配送				
			避難所数や避難所・在宅避難者等の物資ニーズの把握/物資の調達				
			フル型支援物資の受入れ・配送				
		フレッシュ型支援物資の受入れ・配送					

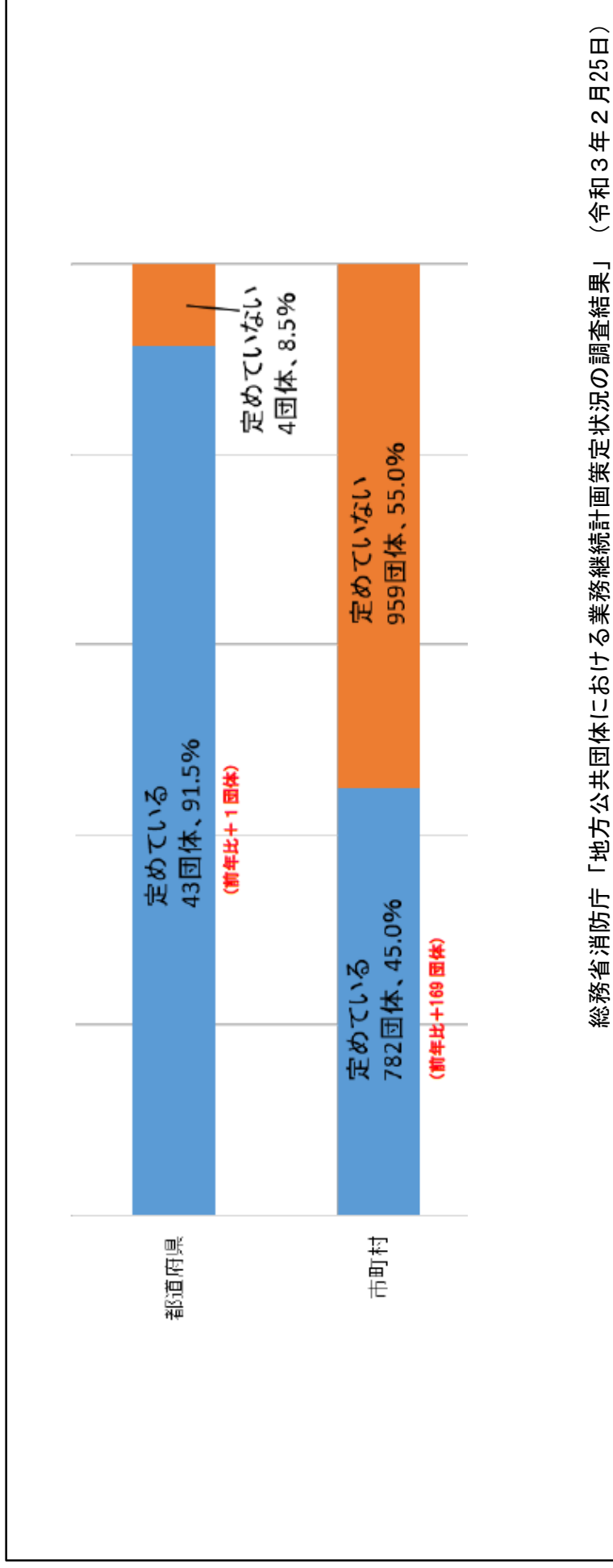
※ 応援要請を検討する主な業務

受援対象業務 全体タイムライン

※ 応援要請を検討する主な業務



地方公共団体の業務継続計画における「受援に関する規定」の策定状況
総務省消防庁「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果」（令和3年2月25日）



総務省消防庁「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果」（令和3年2月25日）

災害時の役割分担

内閣府「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」(平成30年4月 抜粋)
 (http://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf) 39ページ

セクター	初動期	応急期	復旧・復興期
行政	災害対策本部設置 本部会議 国・県・市町村等の合同会議 被害調査(公共施設・住家等)・被害認定調査 応援要請 道路啓開・緊急土木工事 災害情報発信 避難所開設・運営	避難所の環境整備 避難所開鎖	
	要支援者のケア 物資支援受け入れ 応急危険度判定実施 仮設住宅必要戸数算定	仮設住宅建設 被災者への情報発信・ニーズ調査・支援活動	「仮設住宅」受付
災害VC	〔V立ち上げ準備〕 被害状況把握・情報収集 災害VC設置協議 資機材・運営費・要員確保	災害VC運営(ボランティア受け入れ・オリエンテーション・安全管理) 災害ボランティア募集・活動情報発信 ボランティア保険事務	災害VC開所
	避難所・福祉避難所の開設運営協力 近隣社協との連絡調整 都道府県社協先遣隊の現地入り	自治体との連絡調整・支援活動に関する協議 近隣社協職員の応援(ブロック派遣)	生活支援に移行
多様な主体による民間支援	災害系NPO現地入り 現地拠点確保 情報収集 活動資金確保	被災者ニーズ・状況調査 避難所支援(炊き出し・医療・健康・介護・傾聴) 指定避難所以外の避難者支援(指定外避難所・在宅・車中泊) 災害VC運営支援	
		生活再建支援(片付け・清掃・法律相談) 物資支援	仮設住宅支援(引っ越し・見守り)
		中間支援(活動情報収集・共有・発信・関係機関との連絡調整・ボランティア活動支援)	

※ 本ガイドブックにおいては、

初動期：「災害」から「災害VC開設」まで

応急期：「災害VC開設」から「仮設住宅入居開始」まで

復旧・復興期：「仮設住宅入居開始」以後 と定義している。